

平成29年度京都市民健康づくり推進会議

日時：平成29年9月6日（水）

午前9時10分～午前10時40分

場所：本能寺会館 5 階「醍醐」

[開会の挨拶]

[報告]

健康づくりプランに関する意識調査の調査報告について

[議題]

「京都市民健康づくりプラン（第2次）」等の現状評価・見直しに向けて

[閉会の挨拶]

<資料>

- 1 京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿
- 2 平成２９年度京都市民健康づくり推進会議出席者名簿
- 3 〃 座席図
- 4 京都市民健康づくり推進会議開催要綱
- 5 京都市健康づくりプランに関する意識調査報告書（案）
- 6 「京都市民健康づくりプラン（第２次）」等の現状評価・見直しに向けて

＜参考資料＞

「健康長寿のまち・京都市民会議」構成団体取組実績

京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿

区 分	機関団体等
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中山健夫氏
	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 栗山長門氏
市民委員	駒井 一正氏
	福井 登志江氏
地 域	京都市体育振興会連合会
	京都市地域女性連合会
	京都市PTA連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）
保育・教育機関等	（公社）京都市保育園連盟
	（公社）京都市私立幼稚園協会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会
	京都府私立中学高等学校連合会
	京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門 健康科学センター
企業・職場	京都商工会議所
	京都府中小企業団体中央会
	京都労働局労働基準部
	京都労働者福祉協議会
	（一財）京都工場保健会
	（独法）労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
保健医療機関等	（一社）京都府医師会
	（一社）京都府歯科医師会
	（一社）京都府薬剤師会
	（公社）京都府看護協会
	（公社）京都府栄養士会
	（公社）京都府歯科衛生士会
	（一社）京都精神保健福祉協会
	（一財）京都予防医学センター
	（特非）日本健康運動指導士会京都府支部
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会
	健康保険組合連合会京都連合会
	全国健康保険協会京都支部
マスメディア	（株）京都新聞社
	（株）京都放送
京都市	京都市教育委員会
	京都市保健所
	京都市衛生環境研究所
	京都市こころの健康増進センター
	京都市健康増進センター

資料 2

平成 29 年度京都市民健康づくり推進会議出席者名簿

(敬称略)

区 分	機関・団体等	職 名	参加者
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 なかやま たけお 中山 健夫氏	—	本人
市民委員	こまい かずまさ 駒井 一正氏	—	本人
	ふくい としえ 福井 登志江氏	—	本人
地域	京都市体育振興会連合会	事務局長	やすだ あつし 保田 篤司
	京都市保健協議会連合会	副会長	さかい きえこ 堺 紀恵子
保育・教育 機関等	(公社) 京都市保育園連盟	理事	しまもと こうぶん 嶋本 弘文
	(公社) 京都市私立幼稚園協会	副会長	すえひろ けいほう 末廣 敬邦
	京都府私立中学高等学校連合会	事務局長	むろ やすじ 室 保次
	京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門 健康科学センター	教授・部門長	いわみ たく 石見 拓
企業・職場	京都労働局労働基準部	主任地方労働 衛生専門官	ふるさわ としまさ 古澤 稔正
	京都労働者福祉協議会	事務局員	やまうち ひろこ 山内 裕子
	(一財) 京都工場保健会	担当課長	いのうえ たかし 井上 崇
	(独法) 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター	副所長	ためい かつまさ 為井 克昌
保健医療 機関等	(一社) 京都府医師会	理事	おやいづ はるき 小柳津 治樹
	(一社) 京都府歯科医師会	理事	きしもと ともひろ 岸本 知弘
	(公社) 京都府看護協会	専務理事	なかじま すこ 中島 すま子
	(公社) 京都府栄養士会	会長	きし べ たかこ 岸部 公子
	(公社) 京都府歯科衛生士会	会長	しら は せ り 白波瀬 由香里
	(一財) 京都予防医学センター	事務局長	いえだ けんじ 家田 健司
	(特非) 日本健康運動指導士会京都府支部	支部長	いちじま やすき 一島 康樹
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会	事務局次長	はせがわ としひこ 長谷川 敏彦
	健康保険組合連合会京都連合会	常務理事	しんがに もとし 新谷 元司
	全国健康保険協会京都支部	企画総務グループ長	こんどう こずえ 近藤 こずえ
マスメディア	(株) 京都放送	ラジオ営業局長	ゆ あさ まさる 湯浅 勝
京都市	京都市教育委員会	保健安全課長	しら は せ かつのり 白波瀬 克則
	京都市保健所	担当部長	むらかみ けいお 村上 宣男
	京都市衛生環境研究所	管理担当課長	ひらかわ かつみ 平河 勝美
	京都市健康増進センター	指導課長	まつもり けんじ 松森 賢司

平成29年9月6日（水）
午前9時10分～午前10時40分
本能寺文化会館（ホテル本能寺
西館）5階 麒麟ホール

資料3

公益社団法人京都府看護協会
中島 すみ子 専務理事
一般社団法人京都府医師会
小柳 津 海樹 理事
京都大学大学院
中山 健夫 教授
一般社団法人京都府歯科医師会
岸本 知弘 理事

市民公募委員
駒井 一正 委員

市民公募委員
福井 登志江 委員

京都市体育振興会連合会
保田 篤司 事務局長

京都市保健協議会連合会
堺 紀恵子 副会長

公益社団法人京都市保育園連盟
嶋本 弘文 理事

公益社団法人京都市私立幼稚園協会
末廣 敏邦 副会長

京都府私立中学高等学校連合会
室 保次 事務局長

京都大学 環境安全保健機構
健康管理部門 健康科学センター
石見 拓 教授・部門長

京都労働局労働基準部
古澤 稔正 主任地方労働衛
生専門官

京都労働者福祉協議会
山内 裕子 事務局長

一般財団法人京都工場保健会
井上 崇 担当課長

（独法）労働者健康安全機構
京都産業保健総合支援セン
ター
為井 克昌 副所長

株式会社京都放送
湯浅 勝 ラジオ営業局長

公益社団法人京都府栄養士会
岸部 公子 会長

公益社団法人京都府歯科衛生士会
白波瀬 由香里 会長

一般財団法人京都予防医学センター
冢田 健司 事務局長

NPO法人日本健康運動指導士会京都府支部
一島 康樹 支部長

京都府国民健康保険団体連合会
長谷川 敏彦 事務局次長

健康保険組合連合会京都連合会
新谷 元司 S Gホールディングス
グループ常務理事

全国健康保険協会京都支部
近藤 こずえ 企画総務グループ長

京都市教育委員会
白波瀬 克則 保健安全課長

京都市保健所
村上 宜男 担当部長

京都市衛生環境研究所
平河 勝美 管理担当課長

京都市健康増進センター
松森 賢司 指導課長

健康長寿のまち・京都推進室保健担当部長
吉山 真紀子

健康長寿のまち・京都推進室担当局長
別府 正広

健康長寿のまち・京都推進室長
原 孝始

健康長寿のまち・京都推進室企画課長
堀山 晃弘

事務局	事務局	事務局
○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○
事務局	事務局	事務局
○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○
事務局	事務局	事務局
○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○
記者席	記者席	記者席
○ ○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。
- (2) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市民健康づくりプラン」に基づく分野別行動指針の推進を図るため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る分野別行動指針については、市長が別に定める推進組織と連携し、取組を推進する。

- (1) 食育推進部会
- (2) 身体活動・運動に関する行動指針推進部会
- (3) 口腔保健部会
- (4) たばこ対策推進部会
- (5) 飲酒に関する行動指針推進部会

2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。

3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。